

5. 市町村廃置分合改称等の沿革

- 注：1 昭和25年1月以降について示す。
 2 人口の関係のない境界変更は省略した。
 3 施行年月日に()のあるものは、現在の市町村が過去2回以上にわたって段階的に合併が行われたことを示す。

市町村名	施行年月日	沿 革
岐 阜 市	昭和25. 8. 20	黒野村、方県村、茜部村、鶉村、市橋村、七郷村、西郷村を編入
	昭和25. 12. 10	岩村を編入
	昭和30. 2. 11	鏡島村、厚見村を編入
	(昭和31. 4. 1)	巖美村大字加野岩井を編入(芥見村に)
	昭和33. 4. 1	日置江村、芥見村を編入
	昭和34. 4. 1	合渡村を編入
	昭和36. 4. 1	三輪村を編入{31. 4. 1春近村、巖美村(太郎丸石原、福富)が合体}
	昭和38. 4. 1	網代村を編入
	昭和44. 2. 1	本巣町大字外山(字鹿穴、松ボキ、真渡、西高ボタ、礼見、明田、割田、塚田、若杉、野田、伊洞、本谷、東洞、猪洞前)との境界変更
昭和49. 4. 1	笠松町字桜町、羽衣町の一部との境界変更	
大 垣 市	昭和26. 4. 1	和合村を編入
	昭和27. 6. 1	三城村を編入
	昭和29. 10. 1	荒崎村{大字綾戸(垂井町を参照)を除く}を編入
	昭和34. 4. 1	赤坂町(池尻)の一部との境界変更
	昭和42. 9. 1	赤坂町を編入
	昭和53. 9. 1	養老町室原字中島の一部との境界変更
高 山 市	昭和30. 4. 1	大八賀村を編入
多 治 見 市	昭和26. 3. 5	市之倉村を編入
	昭和26. 4. 1	笠原町を編入
	昭和27. 4. 1	一部の区域(笠原町の区域、滝呂地区を除く)が笠原村を分立した。
	昭和35. 4. 1	姫治村大字{大藪、大針、北小木、下切(字国京、白山)}を編入
関 市	昭和25. 8. 10	千疋村を編入
	昭和25. 10. 15	田原村を編入、市制を施行
	昭和26. 3. 20	下有知村を編入
	昭和29. 9. 10	富野村を編入
	昭和30. 1. 10	小金田村を編入
	昭和30. 7. 10	美濃市東志摩との境界変更
	昭和31. 9. 29	南武芸村広見の一部を編入
中 津 川 市	昭和26. 4. 1	中津町、苗木町が合体、中津川町を設置
	昭和27. 4. 1	市制を施行
	昭和29. 7. 10	坂本村を編入
	昭和31. 9. 30	落合村を編入
	昭和32. 11. 1	阿木村を編入
	昭和33. 10. 15	長野県西筑摩郡神坂村の一部編入
	昭和43. 4. 1	福岡町の一部との境界変更
	美 濃 市	昭和29. 4. 1
昭和30. 7. 10		関市大字小野(字カシガ洞、西曾船、花之木、奥之田、神明洞、長洞、東曾船、長洞前、荒神洞、田之洞、西之洞の一部)との境界変更
瑞 浪 市	(昭和26. 4. 1)	瑞浪町、土岐町が合体、瑞浪土岐町を設置
	昭和29. 4. 1	瑞浪土岐町、稲津村、釜戸村、大湫村、日吉村、明世村(大字山之内、月吉、戸狩)、陶町が合体、瑞浪市を設置
羽 島 市	昭和29. 4. 1	竹ヶ鼻町、足近村、小熊村、正木村、福寿村、江吉良村、堀津村、上中島村、下中島村、桑原村が合体、羽島市を設置
恵 那 市	(昭和25. 6. 1)	潮南村大字潮見字入野を編入(飯地村に)
	昭和29. 4. 1	大井町、長島町、東野村、三郷村、武並村、笠置村、中野方村、飯地村が合体、恵那市を設置
美濃加茂市	昭和29. 4. 1	太田町(25. 8. 10坂祝村大字深田を編入)、古井町、山之上村、蜂屋村、加茂野村、伊深村、下米田村、三和村大字甘屋川浦、和知村大字牧野が合体、美濃加茂市を設置
土 岐 市	(昭和29. 4. 1)	明世村大字河合を編入(泉町に)
	昭和30. 2. 1	土岐津町、妻木町、下石町、鶴里村、曾木村、駄知町、肥田村、泉町が合体、土岐市を設置

資料：自治省行政局「全国市町村要覧」、県地方課

5. 市町村廃置分合改称等の沿革（続き）

市町村名	施行年月日	沿	革
各務原市	昭和 38. 4. 1	那加町、稲羽町（30. 2. 11 更木村、前宮村、中屋村が合体）、鶴沼町（30. 4. 1 鶴沼町、各務村が合体）、蘇原町が合体、各務原市を設置	
可児市	昭和 30. 2. 1 昭和 30. 4. 1 昭和 35. 4. 1 昭和 57. 4. 1	今渡町、土田村、帷子村、春里村、久々利村、平牧村、広見町が合体、可児町を設置 御嵩町大字中恵土との境界変更 姫治村（大字谷迫間、今、下切（字国京、白山（多治見市を参照）を除く））を編入 市制を施行	
川島町	昭和 31. 10. 1	町制を施行	
岐南町	昭和 31. 9. 26 昭和 31. 10. 1	八剣村、上羽栗村が合体、岐南村を設置 町制を施行	
笠松町	昭和 25. 8. 1 昭和 30. 4. 1 昭和 48. 4. 1 昭和 49. 4. 1	松枝村を編入（笠松町に） 笠松町、下羽栗村が合体、笠松町を設置 柳津町大字大深沼、河原、竹ノ裾、北沼、十三塚、一ヶ城、井ノ戸、石川の一部を編入 岐阜市の一部との境界変更	
柳津町	昭和 31. 9. 26 昭和 48. 4. 1	佐波村を編入、柳津町を設置 笠松町大字門間（字川原、北沼、湯ノ戸、新田）の一部、大字田代字四反田の一部を編入	
海津町	昭和 30. 1. 15 昭和 30. 2. 1 昭和 41. 12. 2	高須町、吉里村、東江村、大江村、西江村が合体、海津町を設置 今尾町字平原を編入 平田町大字脇野との境界変更	
平田町	昭和 30. 2. 1	海西村、今尾町（字平原（海津町を参照）を除く）が合体、平田町を設置	
南濃町	昭和 29. 11. 3 昭和 29. 11. 5	池辺村のうち大字駒野新田、釜段字徳島を編入（城山町に） 城山町、石津村、下多度村が合体、南濃町を設置	
養老町	昭和 29. 11. 3 昭和 30. 4. 1 昭和 53. 9. 1	高田町、養老村、広幡村、上多度村、笠郷村、小畑村、多芸村、日吉村、池辺村（大字駒野新田、釜段字徳島（南濃町を参照）を除く）、合原村（大字室原）が合体、養老町を設置 南濃町大字若宮船見、津屋（字段尻、中原、柏ノ木、小名、大墳浮島、中島、上戸樋、北河原）との境界変更 大垣市綾野字高畑の一部との境界変更	
上石津町	昭和 30. 1. 15 昭和 44. 4. 1	牧田村、一之瀬村、多良村、時村が合体、上石津村を設置 町制を施行	
垂井町	昭和 29. 9. 10 昭和 29. 12. 1	垂井町、宮代村、表佐村、府中村、岩手村、荒崎村（大字綾戸）が合体、垂井町を設置 合原村（大字栗原）を編入	
関ヶ原町	昭和 29. 9. 1	関ヶ原町、今須村、玉村、岩手村（大字伊吹字大高）が合体、関ヶ原町を設置	
神戸町	昭和 25. 4. 1 昭和 29. 4. 1 昭和 35. 4. 1	北平野村（大字横井、田、安次、丈六道）を編入 神戸町、下宮村、南平野村（大字西保、中沢、南方、加納、四成字八条和泉）が合体、神戸町を設置 大野町（大字西座倉）との境界変更	
輪之内町	昭和 29. 4. 1	福東村、仁木村、大藪町が合体、輪之内町を設置	
安八町	昭和 30. 4. 1 昭和 35. 4. 1 昭和 54. 12. 1	名森村、結村、牧村が合体、安八町を設置 町制を施行 墨俣町大字下宿字流、字北沼、大字上宿字千丈夫、字貝割の一部との境界変更	
墨俣町	昭和 49. 1. 1 昭和 54. 12. 1	穂積町大字宝江字蛇池との境界変更 安八町西結字奥田の一部との境界変更	
揖斐川町	昭和 30. 4. 1 昭和 31. 9. 30 昭和 43. 9. 1 昭和 56. 3. 1	揖斐町、大和村、北方村、清水村、小島村が合体、揖斐川町を設置 養基村大字脛永を編入 春日村大字六合字城ヶ谷東及び鹿虎との境界変更 池田町粕ヶ原字五本松及び沓井字辻之内の一部との境界変更	

5. 市町村廃置分合改称等の沿革（続き）

市町村名	施行年月日	沿	革
谷 汲 村	昭和 31. 9. 1 昭和 35. 1. 1	谷汲村、長瀬村が合体、谷汲村を設置 横蔵村を編入	
大 野 町	昭和 29. 4. 1 昭和 31. 4. 1 昭和 35. 1. 1	大野町、豊木村、富秋村、西郡村が合体、大野町を設置 鶯村を編入 川合村を編入	
池 田 町	昭和 25. 4. 1 昭和 25. 8. 1 昭和 29. 5. 1 昭和 30. 4. 1 昭和 31. 9. 30 昭和 56. 3. 1	北平野村大字白鳥を編入（池田村に） 本郷村、池田村が合体、温知村を設置 池田村に改称、同時に町制を施行 池田町、宮地村、八幡村が合体 養基村（大字田中、粕ヶ原、沓井）を編入 揖斐川町脛永字永小作の一部との境界変更	
北 方 町	昭和 30. 4. 1 昭和 31. 9. 30	北方町、生津村（大字柱本、高屋）が合体、北方町を設置 席田村（大字芝原、加茂）を編入	
本 巢 町	昭和 25. 6. 1 昭和 31. 9. 30 昭和 35. 4. 1	文殊村、山添村が合体、本巢村を設置 本巢村、外山村が合体、本巢村を設置 町制を施行	
穂 積 町	昭和 29. 11. 3 昭和 32. 7. 1	穂積町、本田村、牛牧村、生津村（大字馬場、生津）が合体、穂積町を設置 巢南村大字宝江との境界変更	
巢 南 町	昭和 29. 9. 20 昭和 39. 4. 1	船木村、鷺田村、川崎村が合体、巢南村を設置 町制を施行	
真 正 町	昭和 30. 4. 1 昭和 39. 4. 1	真桑村、弾正村が合体、真正村を設置 町制を施行	
糸 貫 町	昭和 30. 4. 1 昭和 31. 9. 30 昭和 35. 4. 1	土貴野村、一色村が合体、糸貫村を設置 席田村大字上保、郡府、北野、春近、石原、三橋、仏生寺を編入 町制を施行	
高 富 町	昭和 30. 4. 1	高富町、富岡村、梅原村、大桑村、桜尾村が合体、高富町を設置	
伊 自 良 村	昭和 30. 4. 1	下伊自良村、上伊自良村が合体、伊自良村を設置	
美 山 町	昭和 30. 4. 1 昭和 39. 4. 1	西武芸村、富波村、北武芸村、谷谷村、葛原村、北山村、乾村が合体、美山村を設置 町制を施行	
武 芸 川 町	昭和 31. 9. 29 昭和 40. 4. 1	東武芸村、南武芸村（大字小知野、八幡、高野、跡部、広見字川向、上野々）が合体、 武芸村を設置 武芸川村と改称、同時に町制を施行	
武 儀 町	昭和 30. 4. 1 昭和 30. 7. 10 昭和 46. 4. 1	下之保村、中之保村、富之保村が合体、武儀村を設置 関市神野（字往畑、上洞口、中戸洞口、井野木ヶ洞口、水ヶ洞口、井野上、綴上、風吹 平、四ツ水口、岩井戸）との境界変更 町制を施行	
八 幡 町	昭和 29. 12. 15 昭和 32. 4. 1 昭和 37. 4. 1	八幡町、川合村、相生村、口明方村、西和良村が合体、八幡町を設置 大和村有坂との境界変更 大和村島字下洞の一部との境界変更	
大 和 村	昭和 30. 3. 28	山田村、弥富村、西川村が合体、大和村を設置	
白 鳥 町	昭和 31. 4. 1 昭和 31. 10. 5 昭和 33. 10. 15 昭和 36. 4. 1	白鳥町、牛道村、北濃村が合体、白鳥町を設置 大和村大字大間見（字七反田、向七反田、日枝洞）との境界変更 福井県大野郡石徹白村の一部を編入 大和村大字大間見字一谷の一部との境界変更	
美 並 村	昭和 29. 11. 1	嵩田村、下川村が合体、美並村を設置	
明 方 村	昭和 45. 4. 20	奥明方村を改称	

5. 市町村廃置分合改称等の沿革(続き)

市町村名	施行年月日	沿	革
坂 祝 町	昭和 43. 10. 1	町制を施行	
富 加 町	昭和 29. 7. 1 昭和 49. 7. 1	富田村、加治田村が合体、富加村を設置 町制を施行	
川 辺 町	昭和 29. 4. 1 昭和 30. 4. 1 昭和 31. 9. 30	三和村大字鹿塩を編入 川辺町、上米田村が合体、川辺町を設置 下麻生町大字下麻生を編入	
七 宗 町	昭和 30. 2. 11 昭和 31. 9. 30 昭和 46. 4. 1	上麻生村(28. 5. 1久田見村大字川並編入)、神淵村が合体、七宗村を設置 下麻生町大字中麻生を編入 町制を施行	
八 百 津 町	昭和 30. 1. 31 昭和 30. 2. 1 昭和 30. 3. 25 昭和 31. 9. 30	和知村を編入 八百津町、錦津村が合体、八百津町を設置 美濃加茂市(字東宮前、東中国、道下)との境界変更 潮南村、福地村、久田見村を編入	
白 川 町	昭和 28. 4. 1 昭和 29. 4. 1 昭和 31. 9. 30	町制を施行 坂ノ東村を編入 白川町、蘇原村、佐見村、黒川村が合体、白川町を設置	
御 嵩 町	昭和 30. 2. 1 昭和 32. 4. 1	御嵩町、上之郷村、中町、伏見町が合体、御嵩町を設置 土岐市泉町定林寺字次月との境界変更	
笠 原 町	昭和 27. 4. 1 昭和 27. 8. 1	多治見市笠原町(滝呂地区を除く)が分立し、笠原村を設置 町制を施行	
福 岡 町	昭和 41. 4. 1 昭和 43. 4. 1	町制を施行 中津川市向並松との境界変更	
岩 村 町	昭和 29. 9. 10	岩村町、本郷村が合体、岩村町を設置	
山 岡 町	昭和 30. 3. 1	遠山村、鶴岡村が合体、山岡町を設置	
明 智 町	昭和 29. 7. 1 昭和 30. 4. 1 昭和 30. 10. 5	明知町、静波村が合体、明智町を設置 三濃村大字横通を編入 吉田村を編入	
上 矢 作 町	昭和 31. 9. 30	上村、下原田村が合体、上矢作町を設置	
萩 原 町	昭和 31. 8. 25	萩原町、川西村、山之口村が合体、萩原町を設置	
下 呂 町	昭和 30. 4. 1	下呂町、竹原村、上原村、中原村が合体、下呂町を設置	
金 山 町	昭和 30. 3. 1 昭和 30. 4. 1	金山町、菅田町、下原村、東村が合体、金山町を設置 白川町大字白山(字上川牧、馬瀬尻、木馬尻、中神田、田戸洞、宮ノ前、中田島、筒井、提口、上田島、長塚、水洞口、野畠、洞田、黒谷)との境界変更	
久々野町	昭和 29. 4. 1	町制を施行	
古 川 町	昭和 31. 4. 1	古川町、小鷹利村、細江村が合体、古川町を設置	
国 府 町	昭和 39. 11. 3	町制を施行	
宮 川 村	昭和 31. 9. 30	坂上村、坂下村が合体、宮川村を設置	
神 岡 町	昭和 25. 6. 10	船津町、阿曾布村、袖川村が合体、神岡町を設置	